

ゴルフ場利用約款

一般社団法人霧島ゴルフクラブ

(約款の適用)

第 1 条 当ゴルフ場を利用される方は会員・非会員を問わず、すべて本約款並びに当ゴルフ場の会則及び細則等による外、鹿児島県ゴルフ場防犯協会、鹿児島県暴力追放運動推進センター及び鹿児島県警察との申し合わせ事項並びに決議に従って利用いただきます。

(利用契約の成立)

第 2 条 当ゴルフ場においてプレーしようとなさる方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に本人が署名して下さい。それにより、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。
営業時間外(早朝・薄暮・休業日等)に、当ゴルフ場においてプレーしようとする場合は、所定の手続きを受けて下さい。その手続きを経てプレーを開始するときから、施設利用をお引受けすることになります。

(利用の申し込み・予約金・違約金等)

第 3 条 1. プレーの申し込みは、原則として2ヶ月前からプレー前日までの間に、予約者(複数の場合は、その人数と責任ある代表者名)、予約日およびスタート希望時刻を明示してスタート係に申し込んで下さい。
申し込みに際しては、予約金のお支払いを求めることがありますが、その取扱及び違約の場合の手続きについては、当ゴルフ場の別に定める予約金取扱規程に従っていただきます。
上記の予約者が、所定の定員に満たない場合は、当日においてもプレーの申し込みをすることができます。
2. 利用者は暴力団又はこれに類する団体等の構成員と認められる者、並びに他に迷惑又は不快感を与え快適なクラブライフを阻害するおそれのある者を同伴してはなりません。

(利用の拒絶)

第 4 条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。
1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ビジターについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 利用者が公の秩序又は善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
5. 利用者が暴力団又はこれに類する団体等の構成員であるとき

(利用継続の拒絶)

第 5 条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。
1. 公の秩序又は善良な風俗に反する行為があったとき
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
3. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
4. 利用者が暴力団又はこれに類する団体等の構成員であることが判明したとき
5. その他本約款に違反したとき

(休業日・開場時間)

第 6 条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

(金銭その他高価品)

第 7 条 金銭その他高価品については、その種類及び価額を明示して、フロントにお預け頂かない限り責任を負いません。お預かり品は預かり証の持参人に預かり証と引換えにお返しいたします。
預かり証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。

(携帯品・自動車)

第 8 条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難・損傷等については、責任を負いません。

(ロッカーの使用)

第 9 条 ロッカーには金銭その他高価品は、お入れにならないでください。
ロッカー内の金銭その他高価品の盗難については、責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第 10 条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

(ティイング・グラウンドにおける素振り)

第 11 条 素振りは、ティ・マーカー内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティイング・グラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第 12 条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第 13 条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に進んだと判断されるときは合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前に出ないこと)

第 14 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第 15 条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。
隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

(退避)

第 16 条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第 17 条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第 18 条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に退避して下さい。

(ベルトコンベアモノレールの利用)

第 19 条 ゴルフカート(乗用)を利用される場合は、ブレーキ、タイヤ等を良く点検し使用して下さい。
故障等のおそれのある場合は直ちに係員に申し出て下さい。

(火気使用の禁止)

第 20 条 コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では使用なさないで下さい。
マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違反の場合の責任)

第 21 条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条及び第19条に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違反し、自ら傷害等の被害をうけた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第 22 条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。
確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第 23 条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持込品)

第 24 条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。
1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第 25 条 施設内で下記の行為はお断りいたします。
1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為(特に許可する場合を除く)
3. 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合を除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
5. イレズミ等他人に恐怖感や不快感を与える者の入浴
6. 各種ハラスメントに該当する場合(パワハラ・カスハラ・セクハラ・マタハラ等)

(実施)

第 26 条 この約款は、平成5年11月30日から実施いたします。